

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 三条市農業再生協議会委員の推薦について
- 議第6号 令和5年度全国農業新聞普及拡大計画について
- 議第7号 令和5年度農業者年金加入推進活動計画について

## 報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栞 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 |                |

## 農業委員欠席委員 なし

## 推進委員出席委員 15名

- |            |            |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
|------------|------------|

大 口 伸 昭 委員  
小 池 秀 一 委員  
高 山 弘 則 委員  
原 田 孝 一 委員  
松 下 正 樹 委員  
吉 田 精 一 委員  
渡 辺 秀 人 委員

蒲 澤 利 嗣 委員  
笹 岡 大 介 委員  
長谷川 淨 二 委員  
松 岡 博 一 委員  
矢 代 誠 一 委員  
吉 田 昇 委員

推進委員欠席委員 2名

北 澤 正 之 委員

山 谷 秀 昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事	長谷川 琳 花

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席ゼロ。推進委員、現在員17名、出席15名、欠席2名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

9番、佐藤秀樹委員、19番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、議事参与の制限についてお諮りします。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、会議規則第14条ただし書に基づき、委員の皆様の御同意をいただいて、該当する方も議事に参与することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、該当する方も議事に参与いただくことに決定いたしました。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件です。

1 ページ下段を御覧ください。今月の申請は合計2件、5,737平米です。

30番は、猪子場新田地内の農地6筆、5,034平米をあっせんによる売買により取得したもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

31番は、金子新田地内の農地1筆、703平米をあっせんによる売買により取得したもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

次に、利用権設定に係る案件です。

本件につきましては、相対、農地中間管理事業の借入、同事業の貸付の3つに分けて作成しており、区分ごとに説明いたします。

3 ページ下段を御覧ください。最初に、今月の相対の利用権設定は、新規設定6件、面積1万812平米です。

2 ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

32番は、嘉坪川地内の農地1筆、985平米に賃借権を設定するものです。

33番は、長沢地内の農地1筆、1,140平米。

34番は、長沢地内の農地1筆、958平米。

35番は、長沢地内の農地3筆、2,312平米。

以上3件は、それぞれに使用貸借権を設定するものです。

補足説明いたしますと、3件とも長沢ソバ部会でソバを作付するもので、所有者が農地を管理できない場合は所有者の了解を得て無償で耕作するものです。

36番は、代官島地内の農地2筆、700平米。

37番は、駒込地内の農地3筆、4,717平米。

以上2件は、それぞれに賃借権を設定するものです。

次に、農地中間管理事業の公社借入です。

4 ページ下段を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定3件、1万4,754平米です。

これらの3件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入れするものです。

番号ごとに順次説明いたします。

38番は、東大崎一丁目地内ほかの農地7筆、7,020平米に賃借権を設定するものです。

39番は、大沢地内の農地2筆、4,478平米に使用貸借権を設定するものです。

補足説明しますと、所有者が管理できないことから、無償で耕作者に貸し付けるものです。

40番は、駒込地内の農地4筆、3,256平米に使用貸借権を設定するものです。

補足説明しますと、耕作者が農地所有者の小屋を借り受けるため、農地の賃借料と相殺するとのことでした。

以上3件は、新潟県農林公社が新規に借入れするものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

5ページ下段を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定3件、1万4,754平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業の公社借入に対応する番号です。

枝番号につきましては、耕作者ごとに付番しています。

なお、農地の所在は先ほど説明した公社借入のとおりです。

また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、栞原会長代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について報告いたします。

第3調査部会では、6月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より議案について詳細説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時28分に閉会いたしました。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』は、所有権の移転2件、5,737平米、利用権設定、相対6件、面積1万812平米、公社借入3件、公社貸付3件、1万4,754平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の8件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権を設定する3件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、原案のとおり決定すべきものといたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

9ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、合計10件、2万8,156.4平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

6ページをお願いいたします。9番及び10番は、西大崎雨水調整池整備に係る案件で、譲受人が買収される農地の代替地として売買により取得するものです。

9番は、上野原地内の農地1筆、447平米、また10番は上野原地内の農地2筆、2,465平米で、価格は2件とも10アール当たり〇〇〇円です。

11番は、柳沢地内ほかの農地6筆、618平米を譲渡人の要望により、売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

12番は、西鱈田地内の農地9筆、1万9,615平米を譲渡人が市外に引っ越すに当たり、譲受人が売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

補足説明しますと、これまでも譲受人が経営する法人に農地を貸付けて耕作しております。

13番は、中野原地内の農地1筆、124平米を譲渡人の要望により、売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

14番は、中野原地内の農地1筆、911平米を譲受人の要望により、売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

経営面積がありませんので補足説明しますと、営農計画書を提出いただいております。自家消費野菜や花卉を栽培する計画で、耕運機1台を所有し、これまでも栽培経験があるとのことです。

8ページをお願いいたします。

15番は、森町地内の農地1筆、486平米を譲渡人が耕作できないことから、隣接する農地の所有者に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

16番は、中浦地内の農地2筆、1,105平米を譲渡人の要望により、売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

経営面積がありませんので補足説明しますと、譲受人は新潟市南区にある実家が農家のため、農業経験は40年以上あり、営農計画書では自家消費野菜を栽培する計画となっております。

17番は、月岡二丁目地内の農地4筆、1,942平米を譲受人が世帯内贈与により取得するものです。

なお、譲渡人と譲受人は兄妹、甥という関係です。

18番は、鬼木地内の農地4筆、443.4平米を譲渡人の要望により、贈与により取得するものです。譲渡人が高齢のために耕作できないことから、知人である譲受人から耕作してもらうものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、贈与によるもの2件、合計面積2万8,156.4平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、機械、労働力、技術などの許可要件を全て満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

10ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、211平米です。

4番は、昭和62年7月22日付で農地法第5条の許可を受けた直江町四丁目地内の農地1筆、211平米について、売買により取得し、隣接する住宅の駐車場4台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点の西側390メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の18番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数1件、211平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、原案のとおり承認すべきものといいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第4号説明の前に、大変恐縮ですが、議案の訂正をお願いいたします。

お手元に配付させていただきました「議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 正誤表」を御覧ください。

これは、本日御審議いただく議第4号の12ページ、23番の転用目的に誤りがありまし

たので、朱書きのとおり訂正願います。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

12ページ下段を御覧ください。今月の申請は合計7件、8,115平米です。

11ページをお願いいたします。

18番は、先ほど御審議いただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の4番の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

19番は、直江町三丁目地内の農地2筆、286平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点の西側190メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、三柳地内の農地1筆、1,350平米を賃借権の設定により、工事現場事務所1棟及び駐車場10台分の用地として、許可日から令和6年6月30日まで一時転用して利用したいものです。場所につきましては、第四中学校の南東側525メートル付近です。

21番は、月岡二丁目地内の農地5筆、974平米を売買により取得し、資材置場の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の南側190メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

22番は、下須頃地内の農地1筆、370平米を贈与により取得し、子供世帯の住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃保育所の東側道路を挟んで隣接しており、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

23番は、大島地内の農地1筆、133平米を売買により取得し、隣接する住宅敷地と一体で住宅敷地を拡張する用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大島病院の北側110メートル付近で、10ヘクタール未満の農地の区域で宅地化が見込まれることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。転用目的が既存住宅敷地と一体で利用したいもので、既存の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

24番は、令和4年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないとして認めた案件です。下大浦地内の農地7筆、4,791平米を売買により取得し、隣接する工場敷地内と一体で工場1棟、駐車場56台、緑地3か所及び調整池1か所分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、下田下水処理センターの南東側750メートル付近で、10ヘクタール以上の一団の農地内の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が隣接工場敷地を拡張するもので既存敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。



議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、合計7件、8,115平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしたしました。

なお、24番は、面積が3,000平米を超えることから、新潟県農業会議への諮問が必要となりますが、そのほかの案件は3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は必要ないものと考えております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、24番以外の6件については原案のとおり許可することに、また24番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、24番以外の6件については原案のとおり許可することに決定いたしました。

また、24番につきましては、新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』説明いたします。

13ページの議第5号参考を御覧ください。三条市農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等と

の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした組織です。

現在の当農業委員会からの推薦委員は、3番、熊倉睦委員、4番、栞原一郎委員及び10番、野崎文夫委員の3名となっておりますが、6月28日で任期満了となることから、新たに委員3名の推薦依頼があったものです。任期は2年間となります。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市農業再生協議会委員の推薦3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見の交換をお願いします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時03分から午前10時05分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員が留任することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、3番、熊倉睦委員、4番、栞原一郎委員、10番、野崎文夫の以上3名を推薦することに決定いたしました。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和5年度全国農業新聞普及拡大計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『令和5年度全国農業新聞普及拡大計画について』説明いたします。

議案書14ページをお願いします。令和4年度実績は、計画目標172部に対して令和5年3月時点で131部で、達成率は76%でした。目標設定については、議案の参考のとおり、①または②の方法を選択することになりますが、購読部数が減少している現状を踏まえ、①を選択し、令和5年6月現在の一般購読部数127部に委員お一人1部の新規申込みを確保することとし、36部を加えた163部を当農業委員の目標部数と設定しました。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてです。今年度は、前期普及強調月間を8月から11月まで、後期普及強調月間を1月、2月と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施するとともに、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページによるPR等を計画いたしました。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。普及拡大は大事なことだと思いますが、それには記事の内容が購読者にとってためになることが重要で、それであれば継続して購読してもらえし、新規購読も勧めやすくなると思います。

現状では、そもそも農業新聞が必要なのかと感じますので、もう少し必要とされる農業新聞にしていきたいなということを申し上げて、意見とさせていただきます。

議長（野崎会長）

貴重な御意見、ありがとうございました。

私は全国農業新聞の担当者に会うと、全国の農業委員会の紹介事例などは我々にとって全く参考にならない。もっと生産者に対してこういう制度があるとか、法改正・制度改正の解説など役に立つ記事に特化したほうが良いのではないかと申入れをしています。多少は変わってきましたが、まだ記事の内容については不満があります。

一般紙でも農業政策の記事は掲載されますし、それで十分だという声もありますが、普及拡大のため、機会があったら全国農業新聞の記事の内容について、今後も注文をつけていきたいと考えています。

19番（廣川哲也委員）

野崎会長の話を聞いて、全国農業新聞は農業委員、推進委員のための情報提供に特化したものになるべきだと思います。

一般的な情報発信は、ホームページなどいろいろな方法がありますので、全国農業新聞はもっと特徴的なものになるよう、機会があったら申し入れてもらいたいと思います。

議長（野崎会長）

廣川委員から全国農業新聞は、農業委員、推進委員のための情報提供に特化すべきとの意見がありましたが、この新聞は一般農家の方にも購読をお願いするものですので、その点は御理解願います。

ほかに質疑のある方は御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

農業委員、農地利用最適化推進委員1人につき1部以上の新規購読申込みの確保をお願いし、目標達成できますよう全委員の皆様から普及推進活動の御協力をお願い申し上げます。

なお、事務局は総会終了後に申込書、普及資材等について説明をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和5年度農業者年金加入推進活動計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第7号『令和5年度農業者年金加入推進活動計画について』説明いたします。

15ページをお願いいたします。

1、今年度の加入目標人数は2人で、うち20歳から39歳までの方を1人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数です。

2、加入対象として働きかけをする目標人数は20人とし、うち20歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

3、地域別加入推進班は全3班を設置し、A班は三条地域、B班は栄地域、C班は下田地域をそれぞれ御担当いただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成につきましては記載のとおりです。

4、加入対象者名簿は、12月31日までに整備する予定です。

5、加入推進強化月間は、12月から来年の2月までとさせていただきます。

6、戸別訪問の実施計画につきましては、次ページまで続きます。A班、B班、C班とも12月は加入推進部長、副部長による戸別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による2回目の戸別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しております。各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、11月に南蒲原農業委員会協議会が主催する郡内事務局職員・JA職員合同研修会を開催し、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議を予定しております。

8、加入対象者に対する説明会等につきましては、加入対象者を一堂に会しての説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけていただきたいと考えております。

9、普及啓発活動につきましては、9月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします、議第7号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

なお、昨年度は加入目標を4人と設定いたしましたが、加入推進部長、副部長をはじめ、委員の皆様から御尽力をいただきまして、目標を超える5人の新規加入の獲得をすることができました。今年度も引き続き農業者の皆様への周知を図っていただきますようお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、6月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、栗原会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、5月31日開催の農業委員会総会で付託を受けました目標地図素案の作成について、農地移動適正化あっせん基準等の見直しについてのほか、毎年実施しています令和5年度利用状況調査について、令和5年度作況調査についてであります。

はじめに、利用状況調査について報告いたします。平成28年の改正農業委員会法の施行により、「農地利用の最適化」が農業委員会の業務として必須化され、併せて遊休農地に対する固定資産税の増額が明記されました。また、本年4月1日に施行された農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律では、農地の現状や所有者及び耕作者の意向を確認し、地域農業の将来の在り方を示す「地域計画」の策定が義務づけられました。これらのことを踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施するものとします。

お手元にございます資料1ページを御覧ください。調査内容につきましては、遊休農地の把握や前年度の農地法第3条許可後における耕作状況把握についてです。

続いて、資料8ページを御覧ください。今年度は、昨年事務局が購入したタブレットの「現地確認アプリ」を使って調査することから、各班に事務局職員を同行させるため、7月31日から8月9日まで実施いたします。

なお、日程や実施方法、班編成などの詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、作況調査について報告いたします。今年度の作況調査は、昨年同様、圃場検分

による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。

資料9ページを御覧ください。実施日は8月31日、総会後の午後といたしました。作況調査を行う圃場は、資料10ページのとおり、三条地域が2か所、栄・下田地域は各1か所です。また、調査終了後は作況調査検討会を実施いたします。詳細につきましては、後日事務局から案内がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、目標地図素案の作成について報告いたします。

資料11ページを御覧ください。計画の地区割については、令和2年に実質化された「人・農地プラン」の地区といたしました。また、意向把握の時期や方法、目標地図の素案提出までのスケジュールについては、記載のとおりでございます。

次に、農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて報告いたします。

資料12ページからの「三条市農地移動適正化あっせん基準の改正について」新旧対照表を御覧ください。赤字の箇所が現行の基準から改正した箇所となります。

主な改正内容については、資料19ページの「経営体別経営基準及び経営目標」中、「基準面積」のうち、栄地域の面積を160アールといたしました。

また、資料20ページからの例外事項について、農地を交換する場合、一方の取得後の経営面積が基準面積未満であっても、相手方の取得後の経営面積が基準面積を超え、農地の集団化に著しく寄与すると認められる場合は基準相当とみなすことといたしました。

その他、関係法令や国の実施要領等の改正により、条文を修正いたしました。

続いて、資料22ページからの「三条市農地銀行規程の改正について」新旧対照表を御覧ください。こちらは、平成17年5月の制定以降改正を行っておりませんが、法改正や現在の運営状況に合わせて条文を修正しております。

続いて、資料25ページ、「農地移動適正化あっせん事業に基づき所有権を移転する農用地の最低売買価格について（申合せ）」を御覧ください。これまで農業委員会のあっせんによる農地の売買価格について規定はございませんでしたが、近年、安価であることが成立する事例が増えていることから、固定資産の評価額を最低売買価格として規定することといたしました。

目標地図素案の作成及びあっせん基準等の見直しについては、7月総会の審議事項とさせていただきますので、御意見がある場合は7月10日までに事務局へ連絡してください。

なお、あっせん基準の改正につきましては、関係機関（市、県普及指導センター、JA、土地改良区）の意見書を付して改正案を県へ提出し、県の承認を経て施行することとなります。現時点では、8月中に関係機関へ意見聴取し県へ提出、9月末までに承認される予定です。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

栄地域の基準面積だけ160アールに下げるということですが、この基準面積の変更は難しいということなのではないでしょうか。県に提出する必要があるので、三条市独自の基準を設定することが難しいということであれば致し方ないと思いますが、目標地図が策定されてそれに伴う売買が発生した場合、基準面積を満たさないものがあつたときに困るので見直してくださいということです。

例外措置として、目標地図に係るものは基準面積以下でも基準相当とみなすと記載されるのであれば、それでいいのかなと思いますがどうでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

あっせんの基準面積を見直す理由は、現在の基準面積は平成19年に旧市町村単位で1農家当たりの平均的な経営面積で設定したもので、もう16年余り経過しているためです。

しかし、現在、平均経営面積で設定しようとする、農家戸数が減少しているため、基準面積が上がってしまいます。

基準面積について県に照会しましたが、面積要件をなくすることはできないが、基準の設定に特に決まり事はないということでした。

そこで何を根拠に基準面積を設定するか考えたときに、一昨年農政対策部会で三条地域と栄地域は、圃場の広さは別にしても条件的に大差ないのではないかと意見があり、少しでもあっせんの制度を活用できるよう、栄地域の基準面積を三条地域と同一にさせていただきたいというものです。

それから、目標地図に関してのことですが、3月30日に国の基準が変更になり、県からそれに伴う市町村の基準改正の依頼が6月25日にありました。地域計画に登載をされた農業者に優先的にあっせんをする規定を盛り込むようにということで、改正案を提示させていただいたものです。廣川委員がお話しされた内容は、基本的には14ページにございます地域計画区域内のあっせん、第5の部分、それからあっせんを書いてある15ページの第7に掲載させていただいておりますので御確認願います。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

ということは、地域計画に登載された農業者については、この基準面積は関係してこないという理解でよろしいでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

基準面積に関しては、従前のおり面積要件を満たすことが大前提となります。あっせん基準の改正につきましては、7月総会の審議事項とすると農政対策部会長から報告がありましたが、国のあっせん基準でも基準面積は必ず設けるよう規定されています。

したがって、基準面積要件を削除することはできませんが、なるべく地域計画に登載された農業者に優先してあっせんできるように、栄地域の基準面積を三条地域と同一となるように改正させていただきたいと考えています。

19番（廣川哲也委員）

要するに地域計画の中で基準面積以下の方が農地を取得しなくてはいけなくなる場面が想定されるので、そういったときに費用がかかるようでは困るので、例外措置として記載できないのかということです。規模を拡大する人はこれは問題がないと思うんです。細々と自分が食べる分しか耕作していない人が、地域計画の中でどうしても田んぼの移動やら何やらの関係で農地を取得しなければならないという場面が想定されるので、そのときに例外措置が取れないのかということ意見を意見として申し上げているのであって、この場で結果を出せという話ではありませんので、聞いていただければと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

承知しました。今ほどの内容につきましては、県に照会して例外適用にして盛り込めるかどうか確認をさせていただいた上で、7月総会に議案として提案をさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

19番（廣川哲也委員）

あともう一点。あっせんの最低売買価格の申合せについてですが、固定資産評価額というとおおむね幾らぐらいのものですか。

事務局（上林経営基盤係長）

固定資産評価額については、事前に税務課に照会しましたが、地区によって千差万別で、一律に金額は言えないという回答でした。したがって実際には、個別のあっせん申出があった時点で、公用で固定資産評価額通知書を取って、初めてお示しできるというのが現状です。

19番（廣川哲也委員）

固定資産評価額は、実売価格よりも相当安いと想像されますので、これを基準とすると逆にあっせんによる売買価格が下がっていくのではないかと思います。

固定資産評価額が、1反当たり20万円とか30万円を下回らないというのであれば歯止めになると思いますが、そういった点をあまり研究していない感じがしますので、早急に結論を出すのではなく、事務局でよく検討して進めていってほしいと思います。

議長（野崎会長）

私は、固定資産評価額を基準とすることは妥当だと考えています。

根拠としては、売手は固定資産評価額を知っているわけですから、最低限それ以上の価格で売買しなさいという基準は理解しやすいと思います。

今までは、幾らでも良いから買ってほしいという案件もありましたが、自分の財産を処分するのですから、買手側も売手側の立場に立って、最低限度の基準を守ること



は必要だと思えます。

今後の進め方については、事務局とよく検討したいと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

いま一度説明させていただきますが、この申合せについては、あくまでも固定資産評価額を最低価格として、ここからが価格交渉のスタートだという意味ですので、その点も御承知いただいた上で、御意見がある場合は7月10日までに事務局へお申出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかに御意見ございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、7月20日午前9時30分から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番です。7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

---

議事録署名委員（ 9 番） 佐藤 秀樹

---

議事録署名委員（19番） 廣川 哲也

---